

公 募 公 告

下記のとおり公募に付する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 清涼飲料水自動販売機及びパン等自動販売機の設置並びに管理
- (2) 営 業 場 所 イ 清涼飲料水自動販売機
東京国税局管内税務署、国税庁事務管理センター、東京国税局業務センター大手町分室、東京国税局業務センター千葉西分室、千葉資料センター、光が丘資料センターの各庁舎並びに東京国税局管内の独身寮の指定する場所
ロ パン等自動販売機
国税庁事務管理センターの指定する場所
- (3) 募集業者数 イ 清涼飲料水自動販売機の設置及び管理 2 業者
ロ パン等自動販売機設置及び管理 1 業者

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 東京国税局所管の契約担当官、支出負担行為担当官及び財務省共済組合東京国税局支部長との契約に関し、過去 5 年間に於いて、契約条項違反又は重大なる過失若しくは不正等により契約履行に支障を来したことがなく、各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されている者であること。
- (5) 全ての施設に該当する種類の自動販売機を設置することができる者であること。

3 公募実施要領等の交付

- (1) 期 間 令和 7 年 10 月 2 日（木）～令和 7 年 10 月 17 日（金）午後 5 時
ただし、行政機関の休日に定める法律に定める行政機関の休日を除く。
- (2) 場 所 東京都中央区築地 5-3-1
東京国税局 総務部 厚生課 厚生係（2 階 210 号室）

4 公募参加届出書等の受付

- (1) 期 限 令和 7 年 11 月 4 日（火）必着
ただし、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日を除く。
- (2) 場 所 イ 郵送の場合
〒104-8449 東京都中央区築地 5-3-1
東京国税局 総務部 厚生課 厚生係
ロ 持参する場合
東京都中央区築地 5-3-1
東京国税局 総務部 厚生課 厚生係（2 階 210 号室）

5 契約書作成の要否 作成を要する。

6 照会先

東京都中央区築地 5-3-1 東京国税局 総務部 厚生課 厚生係
電話 03 (3542) 2111 内線 2313（ 担当者 堀内 ）

7 申込書の無効

本公告に示した資格のない者の提出した申込書は無効とする。

以上公告する。

令和 7 年 10 月 2 日

東京都中央区築地 5-3-1

契約担当官

東京国税局総務部次長 佐藤 豊